

Title	〔商法二九〇〕役員解任の株主総会決議がなされた後に当該役員が退任した場合、その解任決議の不存在確認の訴の利益があるか
Sub Title	
Author	米津, 昭子(Yonetsu, Teruko) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.2 (1989. 2), p.105- 111
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19890228-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二九〇〕

役員解任の株主総会決議がなされた後に当該役員が退任した場合、その解任決議の不在確認の訴の利益があるか

〔判示事項〕

役員解任の株主総会決議がなされた後に当該役員を退任した場合と訴の利益の有無

〔参照条文〕

商法二五二条

〔事実〕

XはかつてY会社(株式会社)の代表取締役であるとともに、Y会社と役員および株主の構成をほぼ共通にするA会社(株式会社)の取締役副社長として大阪支店長の地位を兼ねていたが、昭和四九年三月任期満了によってA会社の取締役を退任したまま再任されることなく大阪支店長の任も解かれたことを不満として、同支店が集金した一億円近い金を一時会社に引き渡さず、また、正規の経理上の手続を経ずに、勝手に同支店長名義で五〇〇万円の小切手を振出したので、他の役員、株主の不信をか

うにいたり、ひいては、Y会社においてもXの退陣を求める意見が支配的となった。

そこで、昭和五〇年三月二〇日、Y会社の代表取締役であるBは取締役会を招集し、右取締役会において、同年四月八日に臨時株主総会を開催すること、それまでにXに対し取締役を辞任するように求めるが、Xがこれをききいれないときは、右株主総会の解任決議によって解任することを決議した。

Bは右取締役会決議にしたがってXに取締役を辞任するよう求めたが、Xがこれを拒絶したので、同年三月二五日Y会社株主全員(株主総数三七名、発行済株式総数四万株)に対し、書面によって右臨時株主総会の招集通知をした。この通知は、株主に対して書面を直接手交するか郵便又は使者にことづける方法によってなされたが、Xに対しては、Xの子のCに書面をことづけてなされた。なお、右招集通知の議案にはX解任の件とは記載

(大阪高裁五八年二月二三日第三民事部判決・原判決取消・却下(確定)
昭和五四年(ホ)第七三四号株主総会決議不在確認請求控訴事件
金融商事判例六八三号三〇頁
原審・大阪地裁昭和五二年(ワ)第二四四七号)

されず、会社の内紛を外部に知られないようにするため、X病
 気療養のため退任承認の件と記載されていた。

この株主総会はY会社の株主三七名中二一名（その保有する株
 式数は、発行済株式総数四万株中二万九六五〇株）が出席して開催さ
 れ、その席上、出席株主全員の一致でXの取締役解任が承認可
 決された。なお、Bは、当初会社の内紛を外部に知られないよ
 うにするため、招集通知記載の議案のとおりXが病気療養のため
 退任することを承認するとの決議がなされた旨の議事録を作
 成して、辞任の登記を経由しようとしたが、右登記手続を委任
 した司法書士から、そうするにはXの辞任届が必要であるとい
 われて、Xにその事情を告げて辞任届を提出するように求めた
 が、Xから再度拒絶されたので、やむなく決議内容のとおり解
 任の決議がなされた旨の議事録を作成した上、解任の登記を経
 由した。

これに対し、Xは、Y会社のこの決議が不存在であるとして
 株主総会決議不存在確認の訴を提起した。しかし、第一審判決
 はこの請求を棄却したので、Xが控訴したのが本件である。

Xは以下の通り主張した。

一、昭和五〇年三月二〇日開催の取締役会の招集通知は同月
 一三日付で代表取締役がなし、右取締役会には取締役総数五名
 中四名が出席してXの代表権を剝奪する等の決議をしたが、B
 は当時Y会社高砂出張所駐在の代表取締役であり、同所におけ
 る所轄業務に関する限りの代表権を有し、取締役会の招集権限

は有しなかった。従って、右取締役会の決議は無効であるから、
 同総会は有効な取締役会の決議に基づかないものであり、同総
 会決議は存在しない。

二、本件株主総会は「Xの病気療養のため退任」を議題とし
 て招集されており、議事録にも初め辞任として記載されていた
 から、右総会は退任の決議だけをし、解任の決議は勿論、解任
 のための総会も無かった。原判決は「招集通知の議案は会社の
 内紛を外部に知られない便法としてなされた」旨認定するが、
 既に内紛は業界及び株主には周知の事実であって、隠す理由は
 なかった。株主中には「病気治療で退任」という議題には反対
 せずとも、解任なら反対しようとする者もいたのであり、退任
 の総会が解任の総会を包含するとは解しえない。

仮に右総会で解任の決議がなされたとしても、解任の議題は
 招集通知に記載がなく、緊急動議として提案されたものでもな
 く、単に一部の株主が集合して決議しただけであり、株主総会
 における決議とはいえない。

本件株主総会は株主総数三七名中六名が出席して開催され、
 他に一五名の委任状による出席者がいるが、それらの者は招集
 通知の「病気療養のため退任」という言葉を信じ、これを認め
 ていたから、右六名の者が解任の決議をしても、一部の者が他
 の株主を欺罔して同意をえた無効なものである。委任状を送付
 した株主は単に会社に委任状を送付しただけで、受任者を定め
 ず、代理人が誰かわからないから、これらの者が決議に参加し

たといえない。右出席株主六名の株式数は一万七六〇〇株であるから、会社の発行済株式総数の過半数に達せず、決議が存在するとはいえない。

〔判旨〕

原判決取消。Xの訴却下

「定款で取締役の員数を三名以上、その任期を二年と定めたY会社において、昭和四八年八月三十一日、B等の五名が取締役に就任し、同五〇年四月八日取締役Xを解任する株主総会決議（第一決議）がなされ、同年八月三十一日、Xを除く四名の取締役を重任する株主総会決議（第二決議）がなされた場合、第二決議が無効又は不存在でないとき、Xの提起する第一の決議の無効又は不存在確認の訴は訴の利益を欠くと解するのが相当である。その理由。

(1) 取締役解任決議の無効又は不存在確認の訴（商法二五二条）は、法律関係の画一的処理をはかるため、過去の法律行為である株主総会決議の無効又は不存在につき特別に認められた確認の訴であるから、解任決議が無効又は不存在であっても、現在Xが取締役の権利義務を喪失しているときは訴の利益を否定すべきである。

(2) 現在Xが取締役の権利義務を喪失しているとき、XはYに対し解任決議の無効又は不存在を主張して解任決議後取締役の権利義務喪失までの取締役の報酬請求訴訟を提起しうるから、(1)のように解してもXの利益保護に欠けるところはない。

(3) 第一決議が無効又は不存在であっても、右取締役五名の任期満了後、定款所定の「三名以上」である四名の取締役を重任する第二決議により、Xは取締役の権利義務を喪失した。

右第二の決議の効力について判決は、

(1) 取締役会の招集権者は原則として各取締役である（商法二五九条本文）が、Y会社は定款で、代表取締役は二名、取締役会の招集権者は代表取締役、高砂出張所駐在の代表取締役は同所における所轄業務に関する限りの代表権を有すると定めていること、Bは昭和五〇年三月当時、Y会社高砂出張所駐在の代表取締役であったことを認定した上、「取締役会の招集は取締役会内部の行為であって、代表権を有する者がする必要はなく、また、右定款は、取締役会の招集権者を代表取締役と定め、二名の代表取締役を除外していないから、右定款は右出張所駐在の代表取締役にも取締役会の招集権限を認める趣旨であると解するのが相当である」としている。

(2) 又裁判所は、Bは昭和五〇年三月二〇日開催の取締役会を招集し、その通知はXに対してもXの子Cを通じてなされ、他の三名に対しては直接招集通知を手渡ししてなし、右取締役会には取締役五名中Xを除く四名が出席し、出席者全員一致でXを代表取締役から解任する決議をしたこと、Bは同年四月八日、Xを除く取締役三名を招集して取締役会を開催し、出席者四名全員一致でXの後任の代表取締役を選任したことを認定し、その上で、「ところで、同年四月八日開催の株主総会におけるXを

取締役から解任する決議が無効又は不存在であれば、Xに対しても同日開催の取締役会の招集通知をすべきであるが、同取締役会の議題は代表取締役を解任されたXの後任の選任についてだけであり、通知をしなかったのは、代表取締役を既に解任されているX一名に対してだけであり、これは、右取締役解任決議も有効と考えて通知をしなかったことなどからみて、右通知欠缺の瑕疵は重大とはいえず、また、Xが右取締役会に出席、討議しても、Xは全員一致で代表取締役を解任済であり、右取締役会においても全員一致で後任代表取締役が選任された経緯からみて、右取締役会の決議の結果に影響を及ぼさなかった」と判断し、「従って、右瑕疵があっても、右取締役会の決議は有効である（最高裁昭和四四年二月二日判決、民集三卷二二号二三九六頁参照）」としてその代表取締役によって招集された総会決議によって取締役四名を重任したことを認めた。

〔研究〕

本判決に関する中心問題は、不存在または無効な株主総会決議によって解任された取締役が、任期満了になった後、後任の新たな取締役が選任された場合に、解任された決議の不存在または無効確認の訴を主張する利益があるか否かについてである。取締役の解任決議たる第一の総会決議は、招集通知に記載されていない事項についてなされた決議であり、それが不存在な決議であることは当事者間に争いが無い。

従来特定の身分に関する決議の効力を争う訴は、一般にその

者が辞任したり任期が満了すると、訴の利益を失い、その訴は却下となると解されていた。これは、この種の訴訟は、特定の者の身分を争い、その一般的妥当力を失わせることを目的とするのであるから、その者が身分を失えば、もはやその訴の目的が喪失するとの考え方に基づいている。その意味で、会社法に関するケースではないが、最高裁も、村議会議員の任期が満了したときは、議員除名決議の取消を求める訴の利益は失われるとし（最判昭和二七・二・一五民集六卷八八頁、最判昭和三五・三・九民集一四卷三五五頁）、村長不信任決議の無効確認を求める訴は、新村長が選挙せられ、その効力が確定した後はその利益を失うとしている（最判昭和三一・一〇・二三民集一〇卷一三二二頁）。これに対し、下級審の判例には、不存在の株主総会決議により選任されたとする取締役が辞任した場合でも、当該取締役によって招集された株主総会でその後任取締役選任決議がなされている時は、先になされた株主総会決議の不存在確認の訴につき訴の利益は失われないとする判決がある（東京地裁昭和四三・三・二九民事第八部判決、金商一〇六号一六頁）。この判決は、第一決議は甲を取締役に選任する決議をしたが、この総会は代表取締役の招集によらないものであった。第二の決議は、この甲が代表取締役として総会を招集し、この総会で甲の取締役辞任を認め、後任として乙を取締役に選任するというのであった。第三の決議は乙が代表取締役として総会を招集し、取締役丙を解任したというのであり、これについて第一決議、第二決議、第三決議

の不存在確認の訴が提起されたというケースである。この場合、被告は、本案前に甲が取締役を辞任した現在、第一決議の不存在確認を求める訴は、訴の利益を欠くものとして却下されるべきであると抗弁したが、裁判所は、第一の決議が不存在であれば、第一の決議によって選任された甲の招集にかかる第二決議も不存在であり、かくして第三決議以下も全部不存在になるから、第一決議のなされる前の取締役（たとえA）は、それが辞任または任期満了によりその地位を失ったものであるとしても、なお商法上取締役の権限を有することになる。第一の決議が不存在であるかどうかは、これらのことを確定することになるから、なお訴の利益を失わないとした。これは、決議不存在確認の訴は、その判決には対世的効力があるが（商法二五二条準用）、形成の訴ではないから、第一の決議不存在確認の判決がなくても第二、第三決議の不存在を主張することができるし、また、第一決議の前の取締役がなおその権限を有することの確認の訴を提起することもできる。しかし、決議訴訟は、当該決議の効力の存否を前提とするこれらもろもろのトラブルを一挙に解決する社会的作用を営むと考えれば、それはその者が現に取締役の地位にあるかどうかの確定だけを目的とするものとはいえないと解されたのである。

この判決以後、多くの判例はこれに従い、株主総会決議により選任された取締役が任期満了又は辞任によって退任し、後任の取締役が選任された場合においても、後任の取締役選任決議

をした株主総会が前の決議により選任された取締役の招集に基づくものであるときは、前の決議の不存在（無効）確認の訴につき確認の利益があると解するのが相当であるとしている（京都地裁第二民事部判決、金商二二六号一八頁）。

個人と異なって会社は継続性を有するから、決議訴訟に関する確認の訴もただ当事者が現にその地位にあるか否かの確定だけを目的とするものとは限らないから、その者が身分を失えばそれでその目的が全部喪失するとはいいきれない。しかし本件の場合にはかかる場合ではないので、本判決の理由では、第二決議が有効ならば第一の決議の無効又は不存在確認の訴が訴の利益を欠くと解している。

確認の訴は他の訴と異なり、専ら権利の観念的判定を通じて紛争の解決をはかるものであるし、事実の実現に裏付けを欠くことであるため、その利益が重要であることはいうまでもない（同説・三ヶ月・民事訴訟法四二頁）。そしてこれによって解決をはかることができるのは、現在の私法上の権利または法律関係でなければならぬし、しかもその事項について現在の訴訟で解決すべき利益が存在するかどうかの考慮が先行し、その利益が肯定されるときに現在の法律関係の紛争としてとらえられて来るから、それがいかに現在の法律関係であるからといっても、そのことから直ちに訴の利益が肯定されるわけではないし、逆に現在の訴訟で解決すべき利益がないし必要があると判断されるならば、形の上では過去の法律関係である如く見えるものでも訴の

対象とされることもありうることは当然であるが（三ヶ月・前掲六四頁）、その意味で本判決が、第二の有効な決議があれば第一の決議についての確認の訴の利益はないとしていることは正当であると考ええる。

ところで、第二の決議の有効性についてみると、これには以下の三つの点が問題となり、これについて検討しなければならぬと考える。すなわち、

第一は、Xの代表取締役解任の決議をした昭和五〇年三月二〇日の取締役会は、代表取締役Bが招集したが、当時BはY会社の高砂出張所に駐在しており、Y会社の定款には、「代表取締役は二名、取締役会の招集権者は代表取締役、高砂出張所駐在の代表取締役は、同所における所管業務に関する限りの代表権を有する」と規定されている。そこで、この定款との関係で、Bに取締役会の招集権があるか否かである。

また第二点は、昭和五〇年四月八日の取締役会で後任代表取締役が選任されたが、その取締役会は、Xを除く三名の取締役を招集して開催し、出席者四名全員一致で後任代表取締役を選任したとするが、この取締役会決議の効力如何である。

第三点は、瑕疵ある取締役会決議で選任された代表取締役によって招集された株主総会の決議の効力如何である。以下これについて検討する。

第一は、商法上、取締役会の招集は各取締役が行うが（商法二五九条一項）、このことは、その但書に規定する如く、取締役

会で特に招集権者を定めることが可能である。本件の場合、Y会社の定款では、代表取締役は二名、取締役会の招集権者は代表取締役、高砂出張所駐在の代表取締役は同所における所管業務に関する限りの代表権を有すると定めているので、ここに「所管業務に関する限り」とは業務執行の対外的地域的範囲を定めたと解するのが妥当であり、高砂出張所の代表取締役も代表取締役であるから、この者に代表取締役としての他の権限はないとするのは不当であり、Bが取締役会を招集したことは正当である。その意味で本判決が、右定款は、高砂出張所駐在の代表取締役Bにも取締役会の招集権限を認める趣旨であると解しているのは正当であると考ええる。すると、Bが招集した昭和五〇年三月二〇日の取締役会に取締役五名中Xを除く四名が出席し、全員一致でXを代表取締役から解任する決議をしたのは有効であり、Xは代表取締役を解任されたことになる。

次に、第二の、Y会社がXを除く取締役三名を招集して同年四月八日取締役会を開催し、出席者四名全員一致でXの後任代表取締役を選任した取締役会の決議の効力についてである。

取締役会の招集通知は取締役に会議への出席の機会を与えることを目的とするから、通知の相手方は取締役全員である。したがって、取締役の一部に招集の通知洩れがあったため、その取締役が欠席してなされた取締役会決議は瑕疵が存在することになる。この場合の決議の効力については、学説上無効とする立場（石井・会社法上巻三三三頁、大隅・全訂会社法論中一〇四頁、田

中誠二・再全訂会社法詳論上・五五八頁、大隅山口「取締役および代表取締役」総合判例研究叢書商法(4)九四頁」と、その場合でもその取締役が出席しても決議の結果に影響がないと考えられる場合は、例外として有効とする立場とがある。無効説は、出席できなかった取締役の説得的発言の影響力を評価しなければならぬと解するが、それに対して例外を認める立場では、その取締役が出席しても決議の結果に影響を及ぼさなかったと考える特段の事情がある場合は、有効とするのである(大演「取締役と取締役会」株式会社法講座三卷一〇五八頁、松田・二二五頁、松田・会社法概論二二五頁)。しかしこの説では決議の結果に影響を及ぼさなかったと認められる事情が問題となる。それが単に計数的にみて決議の結果は変わらないというだけでは特段の事情があるとはいえないことはいうまでもない。これまで特段の事情ありとされたものとしては、通知洩れはあってもその取締役が取締役会の決議に当然賛成と認められるような場合、あるいは取締役会決議と同趣旨のことを常に発言しているような場合、その取締役が名目的取締役で、議案に対し積極的な態度表明が期待できない場合等が上げられている(大沢功「会社判例百選」(第二版)一三五頁)。私は疑問は残るが、その取締役が出席しても決議の結果に影響のない場合まで無効と考える必要はないと考えるから、例外を認める立場に賛成である。

本件の場合、同取締役会の議題は代表取締役を解任されたXの後任の代表取締役の選任だけであり、代表取締役を既に解任

されているX一名に対してだけ右通知をしなかったことなどからみて、右通知欠缺の瑕疵は重大とはいえず、又、取締役会において、全員一致で後任代表取締役が選任された経緯からみて右取締役会決議の結果に影響を及ぼさなかったと認めた本判決に賛成しておきたい。

次に第三についても、商法上大議論があるが、本件の場合は、第二の決議を以上のように有効な取締役会と解するので、そこで選任された代表取締役によって招集された株主総会決議も有効となると解する。

以上、私は判旨の結論に賛成である。

米津 昭子